

# 伊 勢 市 公 報

第 63 号  
平成 20 年 6 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	4
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	6
<b>告 示</b>	
○ 平成 20 年度分国民健康保険料に係る保険料率等について	8
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	11
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	13
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	14
<b>議会告示</b>	
○ 伊勢市議会図書室規程の制定について	15
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	21
<b>公 表</b>	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	22
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	24

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 26 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表部長印の項中「行政経営課長」を「課税課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金

額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月6日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 27 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「10 万 4,590 円」を「10 万 4,960 円」に、「5 万 6,710 円」を「5 万 6,930 円」に、「5 万 2,300 円」を「5 万 2,480 円」に、「2 万 8,360 円」を「2 万 8,470 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 6 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第6号

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成17年伊勢市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎部会の項中「(上下水道部会及び教育部会に属する者を除く。)」を削り、同表清掃部会の項中「及び資源循環課」を削り、同表中

「

二見総合支所
小俣総合支所

」を「

二見総合支所（上下水道部会に属する者を除く。）
小俣総合支所（教育部会に属する者を除く。）

」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

伊勢市告示第49号

平成20年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成20年6月2日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率
  - (1) 所得割  $\frac{7.53}{100}$
  - (2) 被保険者均等割 26,988円
  - (3) 世帯別平等割
    - 特定世帯以外の世帯 21,379円
    - 特定世帯 10,690円
- 2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率
  - (1) 所得割  $\frac{1.79}{100}$
  - (2) 被保険者均等割 6,522円
  - (3) 世帯別平等割
    - 特定世帯以外の世帯 5,167円



特定世帯	2,584円	
3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率		
(1) 所得割	$\frac{1.68}{100}$	
(2) 被保険者均等割	7,971円	
(3) 世帯別平等割	4,414円	
4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額		
ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額		18,892円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額		
	特定世帯以外の世帯	14,966円
	特定世帯	7,483円
5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額		
ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額		13,494円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額		
	特定世帯以外の世帯	10,690円
	特定世帯	5,345円
6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額		
ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額		5,398円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額		
	特定世帯以外の世帯	4,276円
	特定世帯	2,138円
7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額		
ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額		4,566円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額		
	特定世帯以外の世帯	3,617円
	特定世帯	1,809円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	3,261円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	2,584円
特定世帯	1,292円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,305円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	1,034円
特定世帯	517円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	5,580円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	3,090円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	3,986円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	2,207円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,595円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	883円

伊勢市告示第 50 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 20 年 6 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 20 年 6 月 11 日（水）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件

議案第 3 号 平成 19 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求めることについて

伊勢市告示第 51 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 20 年 6 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	19-2			
警告書はり付け日	平成 20 年 3 月 6 日			
放 置 場 所	伊勢市八日市場町 13 番 35 号 伊勢市立伊勢図書館			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗 色	黒色
	車 名	マーク II	自動車登録番号	三重 300 な 3967
	型式・種別	E-GX100・普通	車 台 番 号	GX100-0024230

2 申出先 伊勢市教育委員会生涯学習・スポーツ課図書館係（小俣図書館内）（電話 0596-29-3900）

伊勢市選管告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 81 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,193 人
2 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	36,545 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	109,635 人

伊勢市選管告示第 29 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	18,273 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	109,635 人

伊勢市議会告示第1号

伊勢市議会図書室規程を次のように定める。

平成20年6月10日

伊勢市議会議長 池田 ミチ子

## 伊勢市議会図書室規程

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第17項の規定により附置する伊勢市議会図書室（以下「図書室」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(保管図書等)

第2条 図書室には、市議会の議員の調査研究に資するため、次に掲げる図書及びその他の刊行物等（以下「図書等」という。）を収集し、保管するものとする。

- (1) 地方自治法第100条第15項及び第16項の規定により送付を受けた刊行物
- (2) 市議会の会議録及び刊行物
- (3) 市議会の会議を記録したビデオテープ及びビデオディスク
- (4) 市の刊行物
- (5) 他の地方公共団体から送付を受けた当該他の地方公共団体の刊行物
- (6) 地方自治に関する刊行物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める図書、新聞、雑誌、各種資料等

(利用者)

第3条 図書室は、市議会の議員のほか、市議会の議員の利用に支障のない範囲内において、市職員及び一般に利用させることができる。

(利用の方法)

第4条 図書室の利用の方法は、閲覧及び貸出しとする。

(開室時間及び休室日)

第5条 図書室の開室時間は、市議会事務局の執務時間とする。

2 図書室の休室日は、伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例



第2号) 第1条第1項に規定する市の休日とする。

(利用の休止等)

第6条 議長は、図書等の整理その他特別の理由があるときは、図書等の一部若しくは全部について利用を休止し、又は開室時間を変更し、若しくは臨時に休室することができる。

(閲覧)

第7条 図書等を閲覧しようとする者は、その旨を職員に申し出なければならない。

2 図書等を閲覧した者は、閲覧を終わったときは、当該図書等を元の場所に返し、その旨を職員に申し出なければならない。

(貸出しの手続)

第8条 図書等の貸出しを受けようとする者は、図書等貸出申込票(別記様式)を職員に提出して、その旨を申し出なければならない。

2 市議会の議員及び市職員以外の者が前項に規定する図書等の貸出しの手続をするときは、運転免許証、健康保険の被保険者証又は外国人登録証明書を提示する方法その他の議長が当該図書等の貸出しを受けようとする者を特定するために適当と認める方法により氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。

3 図書等の貸出しを受けた者は、当該図書等を返却するときは、職員の確認を受けなければならない。

(貸出しをしない図書等)

第9条 次に掲げる図書等は、貸出しをしない。ただし、議長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる図書等
- (2) 辞典及び年鑑の類
- (3) 新聞及び雑誌

- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が貸出しを不相当と認める図書等  
(貸出図書等の数)

第10条 貸し出すことができる図書等の数は、未返却の図書等の数を含め  
3件以内とする。ただし、議長が特に必要があると認めたときは、そ  
の数を増減することができる。

(貸出期間)

第11条 図書等の貸出期間は、貸出しの日から7日以内とする。ただし、  
議長が特に必要があると認めたときは、当該貸出しの日から引き続き  
14日を超えない範囲内で、これを延長することができる。

- 2 議長は、特に必要があると認めたときは、貸出期間内であっても、貸  
し出した図書等の返却を求めることができる。
- 3 前項の規定により図書等の返却を求められた者は、直ちに、当該図書  
等を返却しなければならない。

(貸出しを受けた図書等の管理)

第12条 図書等の貸出しを受けた者は、当該図書等を善良な管理者の注意  
をもって管理しなければならない。

- 2 図書等の貸出しを受けた者は、当該図書等を他人に転貸してはならな  
い。

(利用者の遵守事項)

第13条 図書室に入室する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書等及び図書室の設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれの  
ある行為をしないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼし、又は事務に支  
障を生ずるような行為をしないこと。
- (3) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が図書室の管理上必要と認めてす

る指示に従うこと。

(利用の制限)

第14条 議長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書室の利用を停止し、若しくは制限し、又は図書室からの退室を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示又はこの告示に基づく議長の指示した事項に違反した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書室の管理上支障があると認める者  
(損害賠償)

第15条 故意又は過失により図書等又は図書室の設備等を亡失し、汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、図書室の管理及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

図書等貸出申込票				
				伊勢市議会図書室
図書等の 分類番号	図書等の名称（巻号）	貸出期間		返却日 ※
		貸出日 ※	返却期限 ※	

年 月 日

所属又は住所

借受者 氏 名

電 話 番 号

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

伊勢市公告第 58 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 6 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
6 人	6 人	10,476 m <sup>2</sup>	3 年
2 人	2 人	6,076 m <sup>2</sup>	5 年
22 人	3 人	44,942 m <sup>2</sup>	6 年

伊勢市情報公開条例（平成 17 年条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 20 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公文書公開請求の状況

平成 19 年度における公文書公開請求件数は、87 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	7	13	14	5	4	6	1	4	8	8	8	9	87

2 公文書公開請求者別状況

平成 19 年度における公文書公開請求者数は、人数で 32 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 19 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 78 件、教育委員会 6 件、議会 1 件、病院事業管理者 1 件、消防長 1 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	広報公聴課	1 件	教育委員会	6 件
	職員課	2	議会	1
	管財契約課	4	病院事業管理者	1
	危機管理課	1	消防長	1
	財政課	1		
	行政経営課	2		
	戸籍住民課	6		
	人権政策課	1		
	企業誘致課	1		
	農林課	1		
	交通政策課	8		
	監理課	2		
	都市計画課	10		
	基盤整備課	3		
	維持課	22		
	用地課	2		
	建築住宅課	2		
	上下水道部管理課	5		
	(二見総合支所) 地域振興課	1		
	(二見総合支所) 産業建設課	1		
	(小俣総合支所) 地域振興課	1		
	(御菌総合支所) 地域振興課	1		
計 (22課)	78	計	9	
合		計	87	

#### 4 公文書公開請求の決定状況

##### (1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 42 件、部分公開 36 件、非公開 3 件、請求却下 11 件、取下げ 1 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定のものがあります。

(単位：件)

区 分	請 求					
	公 開	部分公開	非公開	請求却下	取下げ	計
件 数	42	36	3	11	1	93

##### (2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下	合計
個人情報（第9条第1号）	28	0	X	28
法人等情報（第9条第2号）	8	1		9
国等との協力関係情報（第9条第3号）	0	0		0
意思形成過程情報（第9条第4号）	0	0		0
事務事業の執行情報（第9条第5号）	4	2		6
公共の安全、秩序維持情報（第9条第6号）	0	0		0
任意提供情報（第9条第7号）	0	0		0
合議制機関情報（第9条第8号）	0	0		0
法令秘情報（第9条第9号）	0	0		0
請求対象とならない公文書	X	X		0
公文書特定不可能			1	1
公文書不存在			10	10
合 計	40	3	11	54

#### 5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになってはいますが、平成 19 年度の不服申立てはありませんでした。

#### 6 審査会の処理状況

平成 19 年度に伊勢市情報公開審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 20 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 19 年度における実施機関からの届出件数は 16 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件 数
市 長	15
教育委員会	1

### 2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 19 年度における事務の廃止の届出は 41 件、変更の届出は 3 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止	事務の変更
市 長	33	3
教育委員会	8	0

### 3 実施機関別の登録

平成 19 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、491 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	376
教育委員会	67
病院事業管理者	9
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	26
議 会	2
合 計	491



#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 19 年度における個人情報開示請求件数は 12 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	1	2	0	3	1	1	1	2	0	1	0	12

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位:件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	戸籍住民課	8件	教育委員会	0件
	建築住宅課	3	議会	0
	小俣総合支所(生活環境課)	1	公平委員会	0
			農業委員会	0
			病院事業管理者	0
			消防長	0
			選挙管理委員会	0
			監査委員	0
			固定資産評価審査委員会	0
	計(3課)	12	計	0
合 計				12

#### 5 個人情報開示請求者別状況

平成 19 年度における個人情報開示請求者数は、人数で 12 人でした。

その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位:人)

本人		12
代理人	未成年者	0
	成年被後見人	0
	特別の理由	0

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 7 件、一部開示 4 件、請求却下 1 件でした。

(単位:件)

区分	請求	開示	一部開示	非開示	請求却下
件数	12	7	4	0	1

##### (2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

(単位：件)

不開示理由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報（第15条第1号）	0	X	0
評価、診断等情報（第15条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第15条第3号）	4		4
国等協力関係情報（第15条第4号）	0		0
審議、検討、調査等情報（第15条第5号）	0		0
行政運営情報（第15条第6号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第15条第7号）	0		0
その他の情報（第15条第8号）	0		0
請求対象とならない情報	X	0	0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在		1	1
合計	4	1	5

## 7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成19年度における目的外利用の届出は8件、外部提供の届出は24件でした。その状況は次のとおりです。

### (1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市長	6	21	27
教育委員会	1	1	2
農業委員会	1	—	1
消防長	—	2	2
合計	8	24	32

### (2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	2
法令等に定めがあるとき	15
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	4
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	17
審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになっていますが、平成19年度の不服申立てはありませんでした。

9 審議会の処理状況

平成19年度に伊勢市個人情報保護審議会への諮問はありませんでした。